

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国保税と国等の公費により成り立っている医療保障制度です。市では、昨年度の決算見直しや、医療費の動向などを踏まえ、国保税率を改正するとともに、国保税の軽減基準および賦課限度額の改正を行いました。今月号では、改正内容などについてお知らせします。

これまでの資産割額を廃止

国保税の算定方式のうち、土地・建物の固定資産税額に応じて算出していた「資産割額」を廃止し、その他の税率については据え置くこととしました（表1）。

国保税の軽減措置・賦課限度額を改正

地方税法施行令の改正に伴い、前年の所得に応じて均等割額および平等割額を七割・五割・二割に軽減する措置について、五割・二割軽減の軽減判定所得が見直されたことから、軽減対象世帯が拡大します（表2）。

また、併せて、国保税の負担の上限となる賦課限度額について、後期高齢者支

援金等課税額分および介護納付金課税額分をそれぞれ二万円ずつ引き上げました（表3）。

〈表1〉平成26年度国保税の税率

①医療分・後期高齢者支援金分課税額（0歳～74歳の方）の合計額

区分	改正前	改正後
所得割額	11.6%	11.6%
資産割額	12.0%	廃止
均等割額	29,300円	29,300円
平等割額	29,600円	29,600円

※平等割額は、特定世帯および特定継続世帯以外の税率。

②介護納付金課税額（40歳～64歳の方）【①に加算】

区分	改正前	改正後
所得割額	2.5%	2.5%
資産割額	2.0%	廃止
均等割額	6,400円	6,400円
平等割額	6,300円	6,300円

〈表3〉国保税の賦課限度額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	51万円	51万円
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円
介護納付金課税額	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

〈表2〉国保税の軽減基準

世帯主と加入者の総所得金額等の合計額が、下表の基準以下の場合、均等割額と平等割額から、該当する軽減割合が減額されます。

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下	基礎控除額（33万円）以下
5割軽減	基礎控除額（33万円）+24.5万円×（世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	基礎控除額（33万円）+24.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割軽減	基礎控除額（33万円）+35万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	基礎控除額（33万円）+45万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下



医療費を大切に

一人一人が生活習慣や医療の受け方を見直すだけで、医療費を削減することができます。日ごろから、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約に心掛けます。

○お問い合わせ
 ・国保税に関すること
 国保年金課
 国保税係
 ☎22・7429
 ・医療費に関すること
 国保年金課
 調査給付係
 ☎22・7456

医療費を大切に使うポイント

- 規則正しい生活で健康づくりを
 バランスの良い食事を取り、適度な運動を取り入れましょう。
- 年に1回は特定健診を受け、病気の早期発見、早期治療を
 国保の特定健診は、無料で受けられます。また、平日忙しい方のために「休日健診」「ナイト健診」を実施しています（詳しくは、保健のしおりをご覧ください）。
- ジェネリック医薬品の積極的な活用を
 かかりつけの医療機関や薬局に相談し、積極的に活用しましょう。
- 容易な重複受診やコンビニ受診を控える
 重複受診は医療費が余計に掛かるだけでなく、薬の飲み合わせによる副作用の恐れがあります。また、コンビニ受診は割増料金が掛かるため、緊急性のない場合は、日中に医療機関を受診しましょう。



医療機関での窓口負担上限額を軽減

国保年金課 調査給付係 ☎22-7456
 高齢者医療係 ☎22-7466

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、医療機関窓口で限度額適用認定証を提示すると、医療機関窓口負担が限度額までに軽減されます。該当する方には認定証を交付しますので、手続きをしてください。

▶対象 ①70歳未満の国民健康保険被保険者 ②70歳～74歳の国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者のうち、市県民税非課税世帯に属する方

▶申込方法 被保険者証、認定証（交付済みの方のみ）、市県民税非課税世帯で過去1年間に認定されてからの入院日数が90日を超える方は、領収書などの証明書を持参し、同課、各支所・市民サービスセンターへ

開催 いわき わくわく 食育フェスタ
 ～食育は楽しみながら～

保健所地域保健課健康増進係 ☎27-8594

▶とき 9月13日(土) 12時～16時

▶ところ 総合保健福祉センター

▶内容 ①食育講演会「幸せを生み出すスマートキッチン」（14時～15時30分）
 ②「笑顔がごちそう」フォトコンテスト表彰式（13時～） ③給食レシピの試食（数量限定）（12時～14時） ④食のフレンドパーク（お口と栄養のコーナー、学校給食交流コーナー、農林水産物コーナー、野菜ぴったり350gチャレンジコーナー、食に関する展示コーナーなど）

